

中野市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「中野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年中野市条例第22号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定による手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載するものとする。

(中野市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第8条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、中野市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年中野市条例第23号)第3条に規定する中野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号のほか、市の機関においてその他個人情報の取扱いに関し必要な事項を定める場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(中野市個人情報保護条例の廃止)

第2条 中野市個人情報保護条例(平成17年中野市条例第24号)は、廃止する。

(中野市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次の各号に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の中野市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧個人情報の取扱いに従事する旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事する旧実施機関の職員であった者
- (2) この条例の施行の際現に旧実施機関の委託を受けて旧個人情報を取り扱う業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該業務に従事していた者
- (3) この条例の施行の際現に指定管理者の指定を受けて市の公の施設の管理に係る業務に従事

している者又はこの条例の施行前において当該業務に従事していた者

- 2 この条例の施行の日前に旧条例第11条、第24条又は第32条の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第23条に規定する費用の負担を含む。）、訂正及び利用中止については、なお従前の例による。
- 3 次の各号に掲げる者が、正当な理由なく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（旧条例第2条第7号に規定する公文書をいう。）の集合物（一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等又は旧条例第2条第4号に規定する個人識別符号その他の符号により特定の旧記録情報（旧条例第2条第8号に規定する記録情報をいう。次項において同じ。）を容易に検索することができるように体系的に構成したものに限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - （1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - （2） 第1項第2号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧記録情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。